

第2回稲沢市中小企業振興基本条例検討会議要旨（案）

【日 時】 令和5年3月14日（火）午前9時55分～午前11時25分

【場 所】 稲沢市産業会館1階 大会議室

【出席者】 稲沢市中小企業振興基本条例検討会議委員（敬称略）

委 員

栗林芳彦	名古屋文理大学情報メディア学部情報メディア学科教授
井野正道	愛知中小企業家同友会稲沢地区会長
上田能徳	稲沢商工会議所専務理事
桜木三喜夫	祖父江町商工会事務局長
羽賀 治	豊田合成株式会社総務部長
佐藤隆行	いちい信用金庫稲沢支店支店長
大崎正生	愛知西農業協同組合営農部次長
石川 愛	一般社団法人稲沢青年会議所理事長
服部勝之	公募（稲沢市中小企業振興基本条例検討委員会委員長）
今井 実	公募（稲沢民主商工会会長）

オブザーバー

鴨下友洋	愛知県経済産業局産業部産業政策課主査
澤 剛生	愛知県経済産業局産業部産業政策課主任

【事務局】 足立和繁 稲沢市経済環境部長
内藤邦将 稲沢市経済環境部商工観光課長
寺澤佳秀 稲沢市経済環境部商工観光課主幹
井手上隼也 稲沢市経済環境部商工観光課主事

【傍聴者】 6名

【会議次第】 1 委員長あいさつ

2 協議事項

（1）他市中小企業振興基本条例の規定等について

- ・田川市中小企業振興基本条例
- ・八尾市中小企業地域経済振興基本条例資料
- ・県中小企業振興条例の特色、県・市町村条例の関係性について

（2）稲沢市中小企業振興条例の素案について

（3）中小企業調査の内容及び実施時期について

3 その他

【会議の概要】

※市ホームページで公開する議事録については、委員の名称は削除

1 委員長あいさつ

2 協議事項

(1) 他市中小企業振興基本条例の規定等について

- ・田川市中小企業振興基本条例
- ・八尾市中小企業地域経済振興基本条例資料

(事務局)

資料1、2に基づき説明

他市条例との比較のため、前回の会議で、委員の皆様には、参考になる事例の情報提供をお願いしたが、特段なかったため、愛知中小企業家同友会から、条例を活用した施策展開が進んでいると紹介を受けた、福岡県田川市、大阪府八尾市の条例を提示した。

2市については、既に様々な中小企業支援施策を行っているが、条文自体は、非常にコンパクトにまとめられており、本市の条文を整理していく上で参考になる。

(委員①)

資料2の八尾市の基本条例の要約資料は、市民にとっても分かりやすいので、制定後に作成できると良い。

(事務局)

条例制定後の市民への周知については、積極的に取り組みたい。

(委員長)

事務局からも説明があったが、2市の条例はシンプルにまとめられており、その後の運営部分で手厚い支援を進めている。その姿勢は見習うべきではないかと思う。

- ・県中小企業振興条例の特色、県・市町村条例の関係性について

(オブザーバー)

資料3に基づき説明

県の条例では、幅広い中小企業支援施策を規定しており、施策に係る予算を確保している。稲沢市として、中小企業支援の施策を条例に盛り込む際は、規定した側としての責任が伴うことをご留意いただきたい。

(2) 稲沢市中小企業振興基本条例の素案について

(事務局)

資料4に基づき説明

愛知中小企業家同友会をはじめとする市内の商工関係団体で組織された「稲沢市中小企業振興基本条例検討委員会」から提出された提言案を基に、事務局で素案を作成した。提言案からの修

正や重要な箇所について説明する。下線を引いている箇所は、特に検討していただきたい箇所である。

【前文】

提言案の趣旨、内容を活かしながらコンパクトにまとめたが、前文のある他市と比較すると平均的な文章量である。

【第1条】（目的）

提言案にあった「中小企業の活性化」「豊かなまちづくりの推進」については省略し、前文においてのみ規定する。

【第2条】（定義）

第1号、第2号では、本来、中小企業の中に小規模企業者も含まれるが、あえて区別をして規定している。そのため、中小企業全体を指すものとして、第3号で「中小企業者等」として定めている。

【第3条】（基本理念）

提言案から大きな修正はない。

【第4条】（市の責務）

第3項は、市として規定をして良いのかどうか、今後、庁内において検討する必要がある。第4項は、中小企業者の中でも、特に小規模企業者への支援を明確にするために、提言案から新たに加えた。

提言案の第5条（市議会の役割）については、あえて市が市議会の役割を規定するのが、あまり適当ではないため、外させていただいた。

【第5条】（中小企業者の役割）

提言案から大きな修正はない。第5条の役割は、小規模企業者は含まれないものとしている。

【第6条】（小規模企業者の役割）

中小企業者の規定に比べると規定が少ないが、小規模企業者においては、円滑かつ着実な事業展開、経営基盤の強化を基本の役割として規定する。

【第7条】（中小企業団体の役割）

提言案から大きな修正はない。

【第8条】（支援機関の役割）

国又は県が所管する支援機関であるため、「市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。」という努力義務までは規定しない。

【第9条】（大企業の役割）

下線部分は、提言案から変更していないが、強力な努力義務を規定しているため、ここまで明確に記載するかどうかは、検討していく必要がある。

【第10条】（金融機関の役割）

金融機関も同様に、下線部分の努力義務を規定する必要があるかどうか検討が必要。

【第11条】（教育機関の役割）

教育機関についても、下線部分の努力義務の記載について検討をお願いしたい。

【第12条】（市民の理解と協力）

提言案から大きな修正はない。

【第13条】(施策の基本方針)

提言案では13項目あったが、素案では10項目に整理した。

【第14条】(中小企業振興会議)

条例制定後に、中小企業支援施策を実行していく上で重要となる振興会議を、新たに規定する。

(委員長)

資料1、2の2市と比べると、市が作成した素案の条文も若干長い。シンプルにするべきか、きちんと内容を盛り込むべきか、委員の皆様のご意見をいただきたい。

(委員①)

これまで検討してきたものがあるため、提言案を活かした条例が良いと思う。

(委員②)

市が作成した素案については、提言案の内容がほとんど入っており、細かな修正のみ行い、このまま進めてほしい。

(委員長)

条例の骨格については、素案のとおりに進めていくことでよろしいか。

→異議なし。素案に沿って進めていく。

(委員長)

もう一点、中小企業者と小規模企業者を分けて規定したことで、「中小企業者等」という表現がでてきている。分けるのが適当かどうか改めてご意見をいただきたいが、その前に、稲沢市の中小企業及び小規模企業の事業者数について確認したい。

(事務局)

全件調査を行っていないため、明確な数字は持っていないが、稲沢市の中小企業は、およそ4,000者程度、その中の3,000者程度が小規模企業者であると認識している。

(委員長)

稲沢市においては、中小企業の多くが小規模企業者であるという実態を勘案した上で、ご意見をいただきたい。

(委員③)

役割等をまとめることは問題ないと思うが、中小企業と小規模企業者とは、支援施策の中身が変わってくる。

(委員④)

中小企業者と小規模企業者の定義を分けたので、役割も分けていただいたが、中小企業者の役割については、小規模企業者にも関係してくると思う。小規模企業者に対して、配慮は必要であるが、役割まで分ける必要があるのかは検討したい。

(委員長)

中小企業者と小規模企業者をまとめた場合どのような影響が出るのか、現時点では、はっきりしないため、引き続き検討することが適当か。

(事務局)

今後改めて、分けた場合とまとめた場合の条文を提示させていただく。

(委員長)

続いて、関係機関の努力義務の規定について検討したい。先ほど、事務局からは、市議会の規定はしないとの説明がされたが、大企業、金融機関、教育機関についても規定するかどうか、議論の余地があると思う。

(委員①)

第9条の大企業の役割について、「地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し」という記載があるが、他市の人が見たときに、稲沢市の大企業は、市から強い要請を受けているのかと思われるかもしれない。第3項の中小企業団体への加入条件についても、条例に書くまでの必要があるのかは疑問である。

もう一点、第2条の市民の規定について、市内に住所を有する者と通勤又は通学する者は、どちらも満たしている必要があるのか、どちらかに当てはまれば対象となるのかが分かりづらい。

(事務局)

用語については、持ち帰り整理をさせていただく。市としては、市内に住所を有している方だけでなく、稲沢市に通勤又は通学している方も、中小企業・地域経済の振興に関係する対象として考えている。

(委員⑤)

第10条の金融機関の役割について、金融機関は、日頃から地域社会を支える役割を担っているため、規定内容については問題ない考える。

(委員長)

第11条の教育機関の役割について、教育に携わる者としては、教育の受益者は社会全体であり、市内の中小企業に限った話ではないので、中小企業に限定した支援を規定するのは、正直、違和感はある。

大企業、金融機関、教育機関の役割の規定については、引き続き検討を進めると良いと考える。

(事務局)

今回いただいたご意見を踏まえて、再度、他市の条文と比較しながら修正し、修正し次第お示しさせていただきます。

(委員長)

本日は時間に限りがあるため、委員の皆様には、本日の議論の他にも素案の修正等、適当な箇所が見つかり次第、随時事務局までご報告いただくようお願いする。

(3) 中小企業調査の内容及び実施時期について(資料5)

(事務局)

資料5に基づき説明

前回の検討会議でご議論いただいた、中小企業に対する調査の実施時期について、条例の制定前に実施するか、制定後に実施するかを決定したい。

(委員長)

何のために調査を実施するのかという目的の部分が一番大事である。条例の検討を進めている現時点において、欠けている情報があり、その調査を行う必要があるのかどうかを考えていただきたい。ちなみに制定前には、パブリックコメントによる意見募集の機会もある。

(オブザーバー)

条例の素案などからは、現時点で足りない情報はないため、制定後に調査したほうが、実効性を持たせられるのではないかと。

(委員長)

制定後の調査となると、条例を具現化していくために、どのような施策が求められているのかを把握することが、一つ大きな目的となってくる。

(委員③)

制定前に調査を実施する目的があれば、そもそも議題に上がらないと思うが、何か目的はあるのか。

(事務局)

当初は、制定前に調査を実施することで、条例に反映できると考えていたが、議論を進めていく中で、事務局としても、制定後の調査が望ましいと考えている。

(委員長)

他にご意見がなければ、調査時期の決をとる。(委員10名)

< 「制定前」0名 「制定後」10名 >

(委員長)

検討会議として、調査時期については、条例制定後が適当との結論とする。

3 その他

特になし

(事務局)

第3回検討会議は、4月26日の午前10時から産業会館で開催を予定している。年度替わりで、役員改選等もあると思われるが、引き続きご協力をお願いします。次回の議題や資料の詳細については4月に入ってから文書でご案内する。以上をもって、検討会議を閉会する。